労 働

時間

年次有給休暇の取得日数は九・○日、取得率は四八•八%に──厚労省調査

労働時間制度

は四○時間超と最長何泊、飲食業の週所定労働時間

産業別では、金融業、保険業が三七時間五七分(同三七時間五七分)でもっとも短く、宿泊業、飲食サービス業がとも短く、宿泊業、飲食サービス業がとも短く、宿泊業、飲食サービス業が

休二日制」が適用 労働者の約九割に「何らかの週

主な週休制の形態をみると、過休一 日制または週休一日半制」の企業割合 は九・七%(前年七・八%)、「何らか の週休二日制」は八四・三%(同八五・ 一で、)となる。「何らかの週休二日制」 をみると、「完全週休二日制より休日日 をみると、「完全週休二日制」 (同三九・四%)、「完全週休二日制」 は四六・九%。これを規模別にみ 企業は四六・九%。これを規模別にみ ると、一○○○人以上が七二・五%(高と、一○○○人以上が七二・五%(元十五%)、「三〇○○九九九人が六二十二十五%)、一回次 一方九・五%)、三〇○

(同二五・六%)で続く。

一方、労働者割合で週休制の適用をみると、「週休一日制または週休一日制」は三・九%(同三・二%)、「何らかの週休二日制」は八八・三%(同八小・四%)となる。「何らかの週休二日制より日制」をみると、「完全週休二日制」が、「同二七・四%)、「完全週休二十一人%(同二七・四%)、「完全週休二日制」は六一・五%(同六一・〇%)となる。

年次有給休暇の取得率は五割弱

二〇一三年(または二〇一二会計年度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年間に企業が付与した年次有度)の一年では、第二年では、第一年で

トピックス

四・六%)、一〇〇~二九九人は四四・九%(同四二・三%)、三〇~九九人九%(同四二・二%(同四〇・一%)となり、一〇〇〇人以上では五割を上回る取得率となる。産業別にみると、もっとも率となる。産業別にみると、もっとも低いのは卸売業、小売業で三六とも低いのは卸売業、小売業で三六とも低いのは卸売業、小売業で三六・とも低いのは卸売業、小売業で三六・公)となる。

を採用 過半数の企業で変形労働時間

要形労働時間制を採用している企業 変形労働時間制」が三五・四% に同三二・三%)、「一カ月単位の変形労働時間制の種類(複数回答)をみると、「一年単位の変形労働時間制」が三五・四%(同三二・三%)、「一カ月単位の変形労働時間制」が一七・九%(同三二・三%(元十十九%(同一六・カペ)、「フレックスタイム制」が五・六%)、「フレックスタイム制」が五・六%)、「フレックスタイム制」が五・六%)、「フレックスタイム制」が五・六%)、「フレックスタイム制」が五・三%(同五・○%)となる。

三% (同七・九%)となる。 四%)、「フレックスタイム制」が八・労働時間制」が二三・三% が一カ月単位の変形労働時間制」が二三・三%単位の変形労働時間制」が二三・三%単位の変形労働時間制」が二三・三% (同二一・三%)、「フレックスタイム制」が八・石% 変形労働時間制を適用労働者

なし労働時間制の適用を受ける情報通信業の二割弱の企業がみ

業割合は一三・三%(前年一○・八%) みなし労働時間制を採用している企

○~九九人が四三·五%(同四一·七%) 九人が五二·○%(五四·二%)、三 九人が五二·○%(五四·二%)、三 ○○~二九九人は九・八% (同八・三%) 、

「事業所外労働のみなし労働時間制」「事業所外労働のみなし労働時間制」が三・一%(同二・務型裁量労働制」が三・一%(同二・務型裁量労働制」が三・一%(同二・所外労働のみなし労働時間制」では不断外労働のみなし労働時間制」では不動産業、物品賃貸業が一六・八%(同一七・では情報通信業が一八・%(同一七・では情報通信業が一八・%(同二七・では情報通信業が一八・%(同二七・では情報通信業が一八・%(同五・二%)を融業、保険業が五・五%(同五・二%)を融業、保険業が五・五%(同五・二%)を融業、保険業が五・五%(同五・二%)とそれぞれもっとも高くなる。

一方、みなし労働時間制を適用労働者割合でみると、八・一%(同八・一%)で、再門業務型裁量労働制」が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)、「企画業務が一・一%(同一・二%)。

定年

る企業が一五・一%「六五歳以上」を定年年齢とす

元九人は六・八% (同五・六%)、一 定年制を定めている」は九八・九% (同 一律に定めている」は九八・九% (同 九八・四%)、「職種別に定めている」 は〇・七% (同一・二%)となる。 「一律に定めている」企業について、 「六五歳以上」を定年年齢とする企業 「六五歳以上」を定年年齢とする企業 「六五歳以上」を定年年齢とする企業 「六五歳以上」を定年年齢とする企業 「六五歳以上」を定年年齢とする企業 「六五歳以上」を定年年齢とする。 は〇・七% (同一・二%)となる。 「一世に定めている」となる。 大九人以上は 大九人以上は 大九人以上は 大九人以上は 大九人は六・八% (同五・六%)、一

> 一事定手引を定めている企業のうち、 (同七・九%)でもっとも低くなる。 信社・九%)でもっとも低くなる。 福祉が四五·六%(同四七·三%)でもっ 福祉が四五·六%(同四七·三%)でもっ とも高く、金融業、保険業が五・七% とも高くが高くなる。産業別では、医療・ の割合が高くなる。産業別では、医療・ の割合が高くなる。産業別では、医療・

となる。種類別(複数回答)にみると

一律定年制を定めている企業のうち、
た四・○%(前年九二・九%)、定め
九四・○%(前年九二・九%)、定め
九四・○%(前年九二・九%)、定め
ていない企業割合は六・○%(同七・
一%)となる。定年後の措置を定めて
いる企業をみると、「勤務延長制度(再
雇用制度との併用含む、以下同)」は
二二・○%(同一九・○%)、「再雇用
に二・○%(同一九・○%)、「再雇用
に一次のが開きむ、以下同)」は
に二・八%(同八三・九%)となる。定年後の制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業は、
動務延長制度で五八・四%(前年六三・
動務延長制度で五八・四%(前年六三・
動務延長制度で五八・四%(前年六三・
、最高雇用年齢を定めている企業は、
、場定に対している企業のうち、
、中国に対している企業のうち、
、中国に対している企業のうち、
、中国に対している企業のうち、
、中国に対している企業のうち、
、中国に対している企業のうち、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方も、
、中国に対している企業の方は、
、に、対している企業の方は、
、に、対しているの方は、
、に、対しないるの方は、
、に、対しないるの方は、
、に、対しないの方は、
、に、対しないの方は、
、に、対しないの方は、
、に、対しないるの方は、
、に、対しないのが、に、対しないのが、に、対しないのが、に、対しない

最高雇用年齢を定めている企業にお最高雇用年齢を定めている企業におまった。「六五歳」が八二・六%(同七八・では「六五歳」が八二・六%(同七八・では「六五歳」が八二・六%(同七八・五%)、「六六歳以上」が一七・四%(同一七・一%)となる。一方、再雇用制度では「六五歳」が八二・六%(同七八・五・七%)となる。

賃金

割増賃金率を二六%以上に一社が

る」は七・八%(同六・五%)、「定め時間数等に応じて異なる率を定めてい「一律に定めている」企業割合は八二・「一律に定めている」企業割合は八二・時間外労働の割増賃金率については、

となる。 ていない」は一〇・三%(同一〇・一%)

割合を $-\bigcirc$ とすると、割増賃金率「二五%」が九三・五%(同九四・ \bigcirc %)、「二五%以上」を規模別にみとなる。「二六%以上」を規模別にみとなる。「二六%以上」を規模別にみとなる。「二六%以上は二五・九%(同一六・三%)、一〇〇~二九九人は八・九%(同一六・三%)、一〇〇~二九九人は八・九%(同一六・三%)、一〇〇~九九人は四・一%(同八・三%)との九九人は四・一%(同八・三%)とっ九九人は四・一%(同八・三%)とっ九九人は四・一%(同八・三%)とっ九九人は四・一%(同八・三%)とった方。

企業の二社に一社が五○%以上に月六○時間超の割増賃金率を定める

三%)、そのうち、割増賃金率を「二 る時間外労働に係る割増賃金率を定め 九人は五八・七%、三〇~九九人は四 九九九人は七八・九%、一〇〇~二九 が五四・○% (同五二・八%) となる 七% (同四六・八%)、「五〇%以上」 五~四九%」とする企業割合は四五・ る企業割合は二九・三%(前年二五・ る企業のうち、一カ月六○時間を超え 付与する代替休暇制度が創設された。 割増賃金の支払いに代えて有給休暇を ○○○人以上は八八・三%、三○○~ 「五○%以上」を規模別にみると、一 き上げられた。同時に、引き上げ分の ○%以上(中小企業は適用猶予)に引 カ月六〇時間超の割増賃金率は五 時間外労働の割増賃金率を定めてい 法改正に伴い、二〇一〇年四月から

カ月六○時間を超える時間外労働に一方、代替休暇制度についてみると

七二・六%)となる。 七二・六%)となる。 七二・六%)となる。

賃金形態は定額制が九九%超

(同一三・四%)、「日給」は九・二%(前回二○一○年額制」は九九・二%(前回二○一○年九九・四%)、「出来高払い制」は四・六%(同五・五%)、「日給」が二一・七%(同二三・五%)、「日給」は一六・二%(同一八・五%)、「日給」は一六・二%(同一三・四%)となる。「定額制」の「同一三・四%)となる。「定額制」の「同一三・四%)となる。「定額制」の「申重立つ結果となっている。

三割弱の企業が賃金制度を見直し

賃金制度の改定状況については、過去三年間(二○一年~一三年)に改去三年間(二○一年三四・六%)、改定を行回二○一○年三四・六%)、改定を行わなかった企業割合は七一・四%(前わなかった企業割合は七一・四%(前の五・四%)となる。

(複数回答)を尋ねると、「職務・職種(複数回答)を尋ねると、「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」が一四・に対応する賃金部分の拡大」が一四・に対応する賃金部分の拡大」が一四・に対応する賃金部分の拡大」が一四・で(同一六・九%)、「業績・成果に一%(同一六・九%)、「業績・成果に一%(同一六・九%)、「業績・成果に行った企業にその内容

(調査・解析部)